

## 福島県立ふくしま医療センターこころの杜医事業務等委託契約書(案)

業務の名称 福島県立ふくしま医療センターこころの杜医事業務等委託  
業務の内容 別紙仕様書及び委託内容詳細のとおり  
契約の金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)  
契約の期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日  
契約保証金

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

### (業務の履行)

第1条 乙は、誠実にこの業務を履行しなければならない。

### (業務の仕様等)

第2条 乙は、仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

### (業務完了報告)

第3条 乙は、業務が完了したときは、次に定める報告を甲に対して行わなければならない。

一 乙は各月の業務日程計画を甲に提出し確認を受けること。

二 乙は日常業務を終了したときは、現金引継確認表及び現金引継簿を提出し、また、1カ月の業務が終了したときは医事業務履行確認書を提出し、甲の確認を受けること。

### (業務報告書の確認)

第4条 甲は、前条の報告を受けたときは、業務の履行についての確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

### (委託料の請求及び支払)

第5条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに委託料を請求するものとし、請求額は、契約の期間月数で除した額とする。なお、その金額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てることとし、契約の金額との差額は1回目の支払い(4月分)に加えて請求する。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

### (遅延利息)

第6条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息(当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を請求することができる。

### (調査等)

第7条 甲は、業務の実施状況について、随時調査し報告を求め、又は業務の実施について必要な指示をすることができる。

### (報告義務)

第8条 乙は、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 一 仕様書で定める方法以外の方法により業務を実施する必要があるとき。
- 二 通常業務以外で業務に付随して実施する業務があるとき。
- 三 業務の実施について重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項第3号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合には、当該処理をした後に遅滞なく甲にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- 一 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- 二 乙がこの契約に違反したとき。
- 三 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力など乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息（百円未満は切り捨てる。）を付した額を徴収することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は乙が履行すべき業務を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

(談合による損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に

基づき不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 12 条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

（現金収納事務）

第 13 条 乙が行う外来患者及び入退院患者からの現金収納事務については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 に該当する委託業務となるため、その取扱い及び事務手続きについて次のとおり行わなければならない。

(1) 受託者証の交付

- ア 甲は、乙に公金を取り扱わせる時は、乙に対し受託者証を交付するものとする。
- イ 乙は、納入義務者から申し出があった場合には、前項の受託者証を提示しなければならない。

(2) 甲は、次の事項について、現金収納窓口付近の見やすいところに提示するものとする。

- ア 委託する業務
- イ 委託者の住所及び名称
- ウ 委託する期間

(3) 現金等の取扱

- ア 乙が、外来患者及び入退院患者から収納する現金は、全て乙名義で領収するものとする。
- イ 乙名義で収納した現金は、収納から甲へ引継ぐまでの間、乙の責任で管理するものとする。
- ウ 乙は、収納した現金の引継について、甲から請求があったときは、現金引継確認表に記入の上、現金を甲に引き継ぐものとする。
- エ 乙は、その日の会計業務が終了した時は、現金引継確認表に記入の上、収納した現金（前項により引き継いだ現金を除く）、領収書の控え及びその内訳を示す書類とともに、甲に引き継がなければならない。

(4) 甲は、必要がある時は乙に対し、収納業務の状況報告を求めることができ、乙は、甲からこの要求があったときは、遅滞なく業務の状況を報告しなければならない。

(5) 領収印

- ア 業務時間内に乙が使用する領収印は、乙が作成し管理・保管するものとする。
- イ 乙が使用する領収印の仕様は次のとおりとし、作成に要する費用は乙の負担とする。また、新たに領収印を作成したときは、使用前に甲の承認を得るものとする。
  - (ア) 印影は、外側の円は直径 24 mm、内側の円は直径 15 mm とする。
  - (イ) 字体は、古印体を用いて浮き彫りとする。
  - (ウ) 文字の大きさは、原則として企業出納員の印と同一とするが、印面に使用する文字数により、適切な大きさに変更しても差し支えないものとする。

(エ) 中央の部分には、日付を表す数字を差し込むものとする。

(6) 事故報告

乙は、現金収納事務において重大な事故が発生した時は、事故報告書により直ちに甲へ報告し、甲の指示を受けるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第14条 乙は業務を遂行するにあたり、別紙「情報セキュリティの確保」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福島県西白河郡矢吹町滝八幡 100  
福島県  
福島県立ふくしま医療センター  
こころの杜院長 橋高 一

乙

## 別紙

### 情報セキュリティの確保

委託業務を遂行する際に使用するレセコン等の医療情報システムについて、情報の機密性を確保し、外部からの様々な脅威に対して被害を抑止するための必要事項を次のとおり定める。

- (1) 情報セキュリティの対象となる情報資産は、次のとおりとする。
  - ア レセコン及び甲が操作を認めた医療情報システム（以下「レセコン等」という。）
  - イ レセコン等により処理される電子データ
- (2) 乙は、レセコン等にコンピュータウイルスや不正アクセス等のセキュリティに関する事案を認めた場合、又はレセコン等の異常な故障等を認めた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- (3) 乙は、甲の許可を得ずに情報資産を執務室外に持ち出してはならない。
- (4) ユーザID・パスワードの設定
  - ア 乙が、レセコン等を使用する場合は、甲の指示により使用者毎にユーザID及びパスワードを設定するものとする。
  - イ レセコン等に使用ユーザを区別する機能がない時は、前項の規定にかかわらず、ユーザID及びパスワードを設定しないものとする。
  - ウ 使用者の変更等により使用しないユーザIDがある時は、乙は、速やかに甲の指示を受けるものとする。
  - エ 乙は、パスワードを秘密にし、漏洩しないようにするとともに、照会には一切応じてはならない。
  - オ ICカード等は適切に管理するとともに、紛失時には速やかに甲に報告するものとする。
- (5) 乙は、レセコン等を利用可能な状態で放置してはならない。
- (6) 乙は、レセコン等に入力したデータや、画面等に表示された処理結果が正しいものであるかを常に確認するものとし、処理結果が意図しないものである時は、速やかに甲に報告するものとする。
- (7) 甲は、前記(3)～(5)までの項目について、乙の実施状況を定期的に調査するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。